

川崎町保健事業実施計画(データヘルス計画)

平成 30 年 4 月
川崎町国民健康保険

川崎町保健事業実施計画(データヘルス計画)目次

第1編 第2期川崎町保健事業実施計画(データヘルス計画)	
第1章 川崎町保健事業実施計画(データヘルス計画)基本的事項	
1 背景 P. 1
2 計画の目的・位置付け P. 2
3 計画期間 P. 2
4 関係者が果たすべき役割と連携 P. 5
第2章 第1期計画に係る評価及び課題	
1 第1期計画の概要 P. 6
2 第1期計画に係る評価(基礎的データの推移) P. 6～P.18
3 保険者努力支援制度 P.19
第3章 分析結果に基づく課題の明確化と今後の取組	
1 分析結果に基づく課題の明確化 P.20～P.21
2 成果目標の設定 P.22
第4章 保健事業の内容	
1 特定健診未受診者対策 P.23
2 特定保健指導事業 P.23
3 糖尿病性腎症重症化予防 「田川地区糖尿病対策」「田川地区CKD予防の取り組み」 P.24
第5章 地域包括ケアに係る取組 P.25
第6章 計画の評価・見直し P.26
第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い	
1 計画の公表・周知 P.27
2 個人情報の取り扱い P.27
第2編 第3期特定健康診査等実施計画	
第1章 制度の背景について	
1 特定健康診査の基本的考え方 P.28
2 特定保健指導の基本的考え方 P.28
第2章 特定健診・特定保健指導の実施	
1 特定健康診査等実施計画について P.29
2 健診・保健指導実施の基本的な考え方 P.29
3 目標の設定 P.29～P.30
4 対象者数の見込み P.30
5 特定健診の実施 P.30～P.32
6 保健指導の実施 P.32～P.35
第3章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存	
1 特定健診・保健指導のデータ形成 P.36
2 特定健診・保健指導の記録の管理・保管期間について P.36
3 特定健診等データの情報提供及び照会 P.36
4 個人情報保護対策 P.36
5 被保険者への結果通知の様式 P.36
第4章 結果の報告 P.37
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知 P.37

第1編 第2期川崎町保健事業実施計画 (データヘルス計画)

第1章 川崎町保健事業実施計画(データヘルス計画)基本的事項

1. 背景

わが国は世界トップレベルの長寿社会で「平均寿命」は伸び続け、厚生労働省の発表によれば、男性 80.21 歳、女性 86.61 歳となった。しかし、一方で「健康寿命(日常生活に制限のない期間)」は男性 71.19 歳、女性 74.21 歳で「平均寿命」と「健康寿命」の差、つまり寝たきりや何らかの支援・介護が必要な期間が男性 9.02 年、女性 12.4 年と長期間であることが問題となっている。いかに健康を維持しながら人生を送るか、つまり、いかに「健康寿命」を伸ばすかが今日の課題であるといえる。

更に少子高齢化に伴い、年金や医療、介護などの社会保障費は急激に増加する一方で支える世代は減少しており、社会保障制度の重要な柱である医療保険及び介護保険制度を維持するため、国は団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年を目標に社会保障と税の一体改革をはじめとして、社会保障制度改革推進法や医療保険制度改革関連法を整備し、医療と介護の安定的な提供を目指している。

また近年、特定健康診査(以下「特定健診」という。)の実施や診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)等の電子化の進展など、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいる。

これまで本町は、レセプトや統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画(以下「特定健診等実施計画」という。)」や第 1 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定や見直し、他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するため、データを活用しながら、被保険者のリスクに応じてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。

※1 社会保障制度改革推進法(H24.8 施行)、医療制度改革関連法(H27.5 成立)

団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年を目標に社会保障と税の一体改革による、医療と介護の安定的な提供を目指す。

※2 日本再興戦略(H25.6閣議決定)

全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成、公表、事業実施、評価等を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進。

※3 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(H27.5 成立)

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業納付金の額の決定を行うとともに、保険者に参画して財政運営を都道府県単位化することとなった。なお、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまで通り、市町村が行う。

※4 経済財政運営と改革の基本方針 2015

予防・健康づくりを進め、ひいては医療費の適正化を推進するため、国民健康保険制度改革の中で公費による財政支援の拡充を行う一環として、平成 30 年度から新たなインセンティブ制度である保険者努力支援制度が創設されることとなつた。

2. 計画の目的・位置付け

保健事業の実施計画(データヘルス計画)とは、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的、かつ、効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画である。

蓄積されたデータベースを活用し、加入者にわかりやすく情報を整理し、健康課題やこれまで行ってきた保健事業等の評価を含め、それを基礎として保健事業計画を策定する。この計画に基づき、生活習慣病予防及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ることで、医療適正化と健康寿命の延伸(疾病・障害・早世の予防)を目指すものとする。

また、この計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、福岡県健康増進計画や川崎町健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、医療計画、介護保険事業計画との調和を図る。(図表1・2・3)

3. 計画期間

計画期間については、他の計画との整合性を考慮し、平成 30 年度から平成 35 年度の 6 年間とする。

※1 保健事業実施指針第 4 の 5において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としている。

※2 都道府県における医療費適正化計画や医療計画が平成 30 年度から平成 35 年度までを次期計画期間としている。

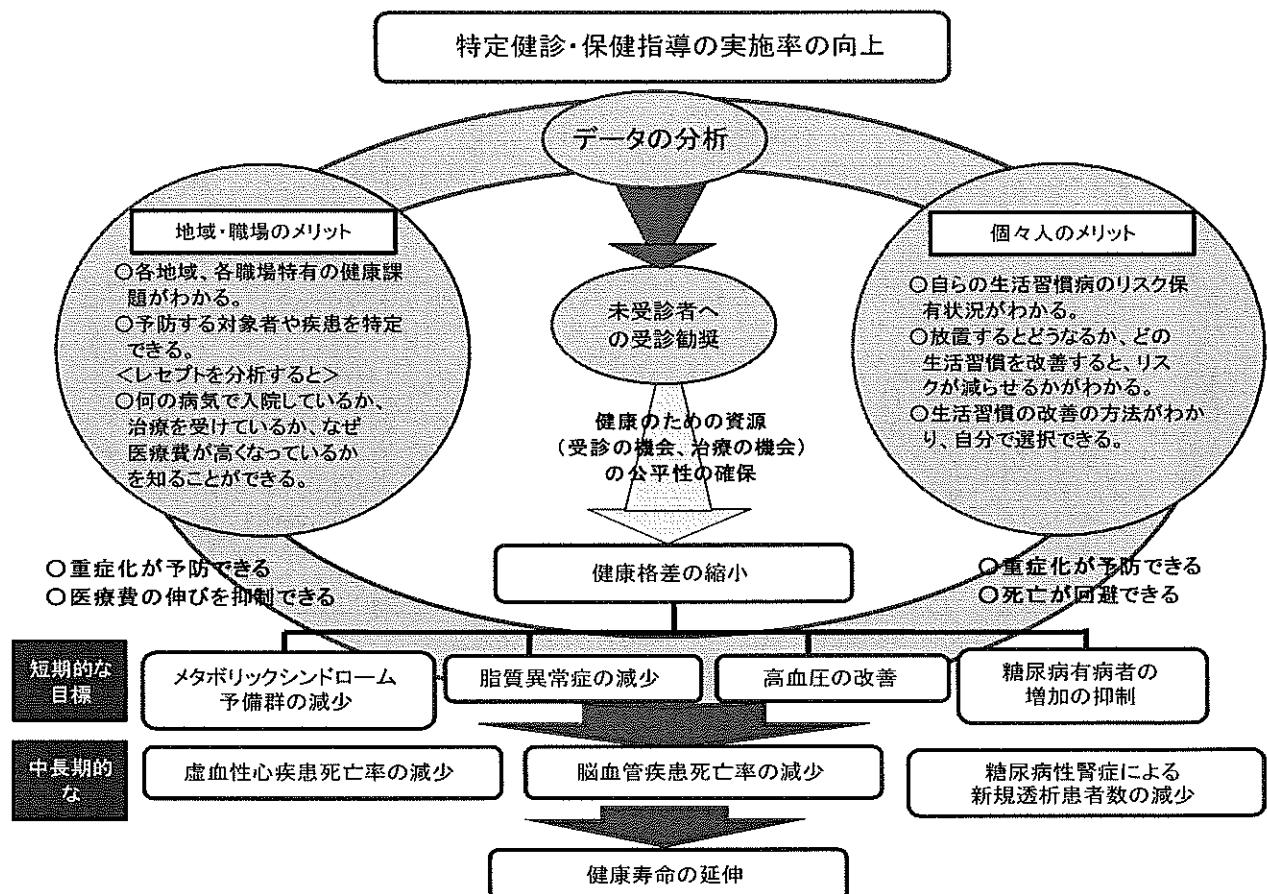
図表1 データヘルス計画とその他法定計画等との位置づけ

	健康日本21計画	※健康増進基準実施者とは、健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、労働安全衛生法、市町村(母子保健法、介護保険法)、学校保健法			医療費適正化計画	医療計画
		特定健康診査等実施計画	データヘルス計画	介護保険事業(支援)計画		
法律	健康増進法 第6条、第2条 第8条 健康増進事業実施者(※)	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条	国民健康保険法 第82条	介護保険法 第116条、第117条、第118条	高齢者の医療の確保に関する法律 第9条	医療法 第30条
基本的な指針	厚生労働省 健康局 平成24年3月 国民の健康的な生活をめざすための基本的な指針	厚生労働省 保健局 平成29年6月 特定健診および特定保健指導の適切かつ効果的な実施を認めたための基本的な指針	厚生労働省 保健局 平成29年5月 国民健康保険法に基づく国民事業の実施等に付する指針の一部改正	厚生労働省 老健局 平成28年5月 介護保険事業に係る扶助金の円滑な実施を確保するための基本的な指針	厚生労働省 保健局 平成28年3月 医療費適正化に関する指針 について基本指針【全般改正】	厚生労働省、医政局 平成29年3月 医療提供体制の確立に関する基本指針
根拠・期間	法定 平成25~34年度(第2次)	法定 平成30~35年度(第3期)	指針 平成30~35年度(第2期)	法定 平成30~32年度(第7次)	法定 平成30~35年(第3期)	法定 平成30~35年度(第7次)
計画策定者	都道府県:義務 市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者	都道府県:義務 市町村:義務	都道府県:義務	都道府県:義務
基本的な考え方	健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、その結果、社会保健制度が持続可能なものとなるよう、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。	生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、さらには重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持および向上を図しながら医療の負担の抑制を実現することが可能となる。特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム等に着目し、生活習慣を改善するための特徴的指導を必要とするものを、的確に抽出するために行うものである。	生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び糖尿病予防の取り組みについて、保険者がその支援の中心となって、被保険者の特性を踏まえた効率的かつ効果的な保健事業を開発することを目指すものである。 被保険者の健康の保持増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られるることは保険者自身にとっても重要なである。	高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態または要支援状態となることの予防又は、要介護状態等の経過もしくは悪化の防止を理念としている。	国民皆保険を堅持し続けていくため、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する仕組を固っていく。	医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確立を図る。
対象年齢	ライフステージ (乳幼児期、青年期、高齢期) に応じて	40歳～74歳	被保険者全員 特に高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期世代、小児期からの生活習慣づくり	1号被保険者 65歳以上 2号被保険者 40～64歳 (特定疾患)	すべて	すべて
対象疾患	メタボリックシンドローム 肥満	メタボリックシンドローム 肥満	メタボリックシンドローム 肥満		メタボリックシンドローム	
	糖尿病 糖尿病性腎症	糖尿病 糖尿病性腎症	糖尿病 糖尿病性腎症	糖尿病性腎症 糖尿病性神經障害 糖尿病性網膜症	糖尿病	糖尿病
	高血圧症 脂質異常症					
	虚血性心疾患 脳血管疾患	虚血性心疾患 脳血管疾患	虚血性心疾患 脳血管疾患	脳血管疾患 閉塞性動脈硬化症		心筋梗塞等の心血管疾患 脳卒中
	慢性閉塞性肺疾患(COPD) がん		慢性閉塞性肺疾患(COPD) がん	初老期の認知症、早老症 骨折・骨粗鬆症 パーキンソン病関連疾患 脊髄小脳変性症 骨管狭窄症 閉節リウマチ、变形性関節症 多系統萎縮症 筋萎縮性側索硬化症 後膜粘液化症	がん	精神疾患
評価	※53項目中、特定健診に関する項目15項目 ①脑血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率 ②合併症 (糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数) ③治療継続者の割合 ④血糖コントロール指標におけるコントロール不良者 ⑤糖尿病有病者 ⑥特定健診・特定保健指導の実施率 ⑦メタボ予備群・メタボ該当者 ⑧高血圧 ⑨脂質異常症 ⑩適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少) ⑪適切な量と質の食事をとる ⑫日常生活における歩数 ⑬運動習慣者の割合 ⑭成人の腹巣率 ⑮飲酒している者	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率	健診・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮 (1)生活習慣の状況 (特定健診の質問票を参照する) ①食生活 ②日常生活における歩数 ③アルコール摂取量 ④喫煙 (2)健診等の受診率 ①特定健診率 ②特定保健指導率 ③健診結果の変化 ④生活習慣病の有病者・予備群 (3)医療費等 ①医療費 ②介護給付費	①地域における自立した日常生活の支援 ②要介護状態の予防・軽減・悪化の防止 ③介護給付費の適正化	医療費適正化の取組 ●外來 ①一人あたり外来医療費の地域差の縮減 ②特定健診・特定保健指導の実施率の向上 ③メタボ該当者・予備群の減少 ④糖尿病重症化予防の推進 ●入院 病床機能分化・連携の推進	①5疾患・5事業 ②在宅医療連携体制 (地域の実状に応じて設定)

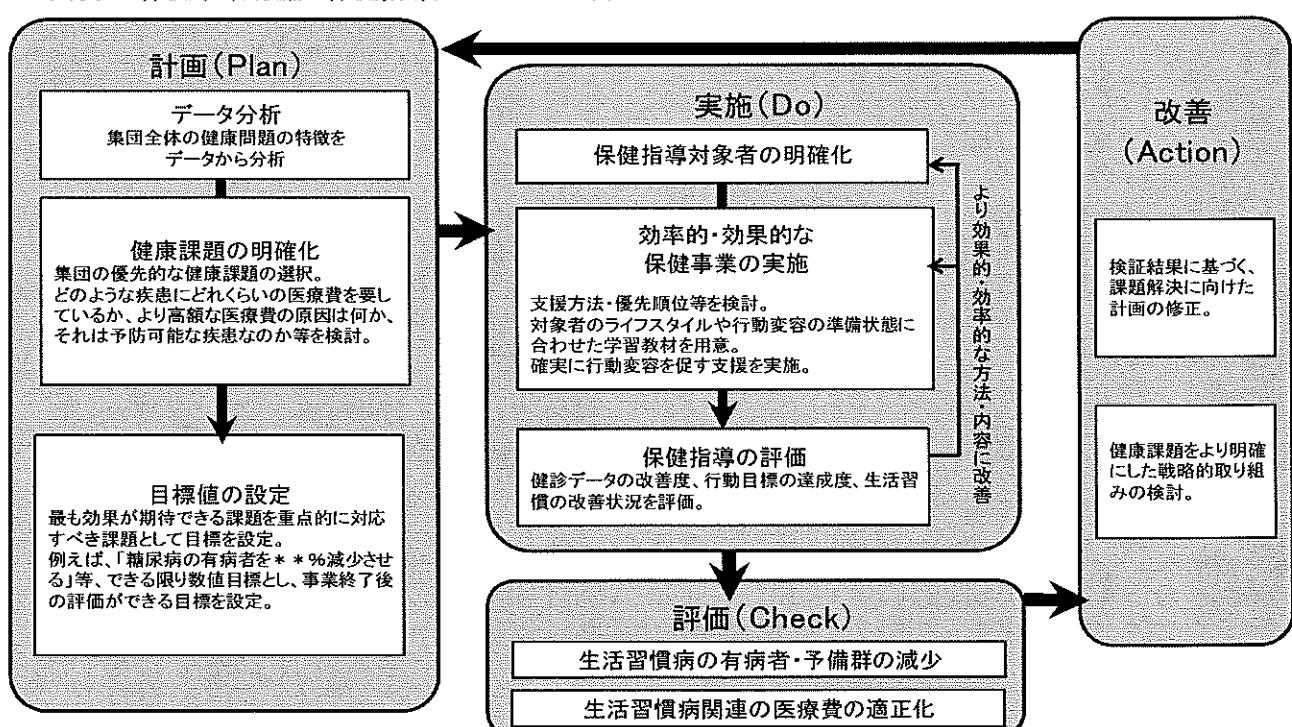
保険者努力支援制度

【保険者努力支援制度】を減額し、保険料率決定

図表2 特定健診特定保健指導と健康日本21(第2次)



図表3 保健事業(健診・保健指導)のPDCAサイクル



出典:標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版) 図-3

4. 関係者が果たすべき役割と連携

1) 実施主体関係部局の役割

国民健康保険主管課が主体となり、関係部局と協議、連携した上でデータヘルス計画を策定する。また事業の実施にあたっては、それぞれの担当課が計画に基づき実施する。

さらに、計画期間を通じて PDCA サイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、担当者・チームの業務を明確化・標準化するとともに、担当者が異動する際には経過等を含めて確実に引継ぎを行う等体制を整える。

2) 外部有識者等の役割

(外部有識者等との連携の重要性)

○医師会、歯科医師会等の保健医療関係者との連携により、健康の保持増進に関わる専門的な知見等の支援方法の助言を受ける。

○福岡県担当課や国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)等より、データの見える化等により、被保険者の健康課題を共有し、支援方法の助言を受ける。更に、双方の職員向けの研修会に参加し、保健指導方法等のスキルアップを図る。

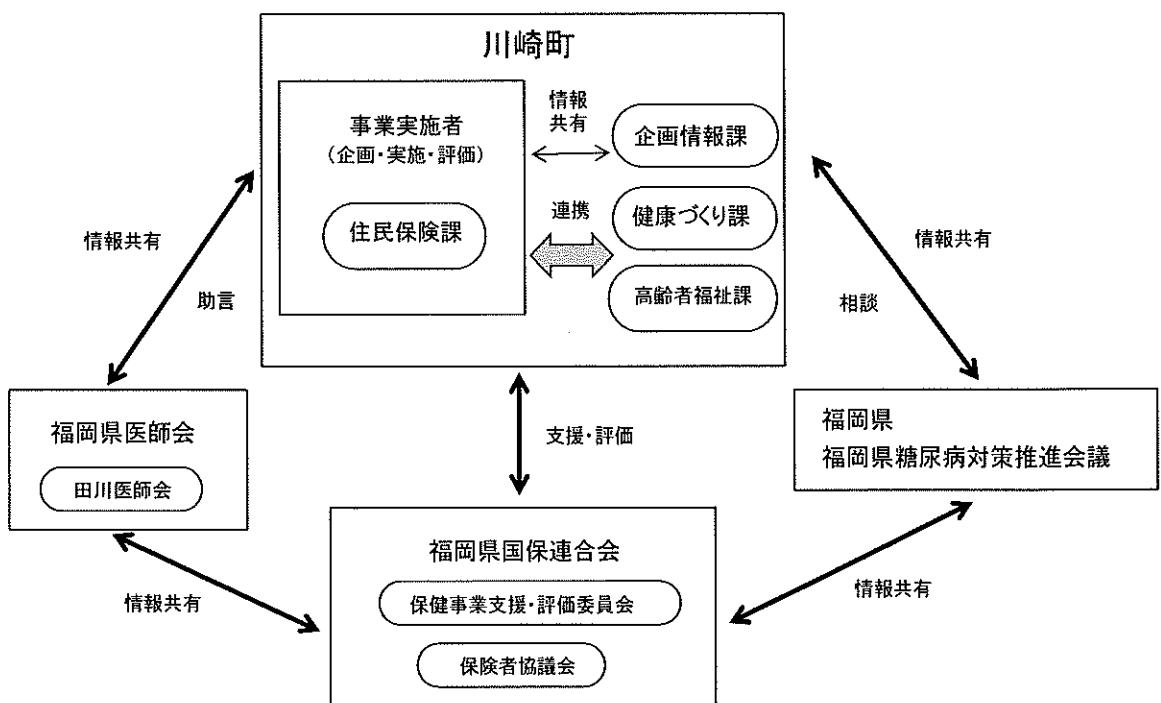
(保健医療関係の役割)

○福岡県保健医療関係者との意見交換や情報提供等の支援による連携・協力を行う。

3) 被保険者の役割

計画は、被保険者の健康の保持増進が目的であり、その実効性を高める上では、被保険者自身が状況を理解して主体的に積極的に取り組むことが重要であるため、国民健康保険運営協議会等の場を通じて意見反映に努める。

図表 4 川崎町の実施体制図



第2章 第1期計画に係る評価及び課題

1. 第1期計画の概要

1) 計画期間

本町は平成28年度に第1期計画を策定し、計画期間を平成29年度1年間として、各種保健事業を実施してきた。

2) 短期目標と中長期目標

特定健診の受診率、特定保健指導の実施率向上をはじめとして、脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症の血管変化における共通するリスクである糖尿病・高血圧・脂質異常症・メタボリックシンドローム等の減少を短期目標とし、医療費に占める生活習慣病の割合を抑制すること、入院医療費の伸びを抑制することを中長期目標に掲げ取り組んできた。

特定健診の未受診者対策として、専門職による健診対象者の全戸訪問を実施した。

結果説明会においては、健診時全員に結果説明会の日時を予約し、保健師や管理栄養士により一人一人データの読み取り及び生活習慣の改善方法等の支援を行った。

2. 第1期計画に係る評価(基礎的データの推移)

1) 全体の基礎統計

本町の被保険者数は4,444人、平均年齢は48.7歳と他市町村と比べて低い状況である。

また、平均寿命、健康寿命ともに男女共に他と比べて低く、死亡率が出生率を上回っていることから、今後、人口減少と更なる少子高齢化が予測されるため、被保険者の健康の保持・増進は重要である。(図表5) 本町の国保加入率は24.4%で、加入率及び被保険者数は年々減少傾向で年齢構成については65~74歳の前期高齢者が33.8%を占めている。(図表6) 本町に4つの病院があり、これは同規模平均・福岡県と比較して多い。10の診療所があるが同規模平均と同じである。外来患者数は、同規模・県・国と比較しても低く、入院患者数はやや高い状況である。(図表7)

図表5 川崎町の特性

	被保険者数 (人)	被保険者 平均年齢 (歳)	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	平均寿命 (歳) 男性/女性	健康寿命 (歳) 男性/女性
川崎町	4,444	48.7	7.5	16.0	78.2 85.6	64.4 66.2
同規模	574,796	53.7	6.7	13.7	79.3 86.3	65.1 66.8
福岡県	1,222,429	50.4	9.0	10.0	79.3 86.5	65.2 66.9
国	32,587,866	51.1	8.0	10.3	79.6 86.4	65.2 66.8

※表中の同規模とは、人口が15,000~20,000人で、全国123の市町村が国保データベースシステムに参加している。同規模の被保険者数は、全国の同規模保険者数の合計人数である。

出典：平成28年度KDBシステム帳票 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
平成28年度表6-1国・県・同規模平均と比べて川崎町の位置

図表 6 国保の加入状況

	25年度		26年度		27年度		28年度	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
被保険者数	4,991		4,831		4,622		4,444	
65～74歳	1,426	28.6	1,487	30.8	1,515	32.8	1,501	33.8
40～64歳	1,822	36.7	1,711	35.4	1,587	34.3	1,511	34.0
39歳以下	1,733	34.7	1,633	33.8	1,520	32.9	1,432	32.2
加入率(%)	27.4		26.6		25.4		24.4	

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握

図表 7 医療の状況(被保険者千人あたり)

項目	25年度		26年度		27年度		28年度		28年度		
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	
医療の概況 (人口千対)	病院数	4	0.8	4	0.8	4	0.9	4	0.9	173	0.3
	診療所数	10	2.0	10	2.1	10	2.2	10	2.3	1,295	2.3
	病床数	250	50.1	250	51.7	250	54.1	250	56.3	22,850	39.8
	医師数	20	4.0	20	4.1	20	4.3	22	5.0	2,887	5.0
	外来患者数	638.0		637.4		640.3		641.9	686.7		686.6
	入院患者数	23.8		22.9		23.2		23.0	22.1		22.3

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握

※同規模保険者数 28 年度:123 市町村

2) 短期目標の達成状況と課題

①健診受診率及び保健指導実施率の推移

本町の特定健診受診率は、制度のスタートした平成 20 年度と比較すると約 2 倍であるが、平成 28 年度 27.9% と低迷しており、平成 29 年度の目標値 60.0% に達成するにはかなり困難な状況である。(図表 8)

特定健診対象者の全戸訪問を実施しており、65 歳以上は減少傾向がみられるが、65 歳未満では、増加している年代が多い状況もある。(図表 9)

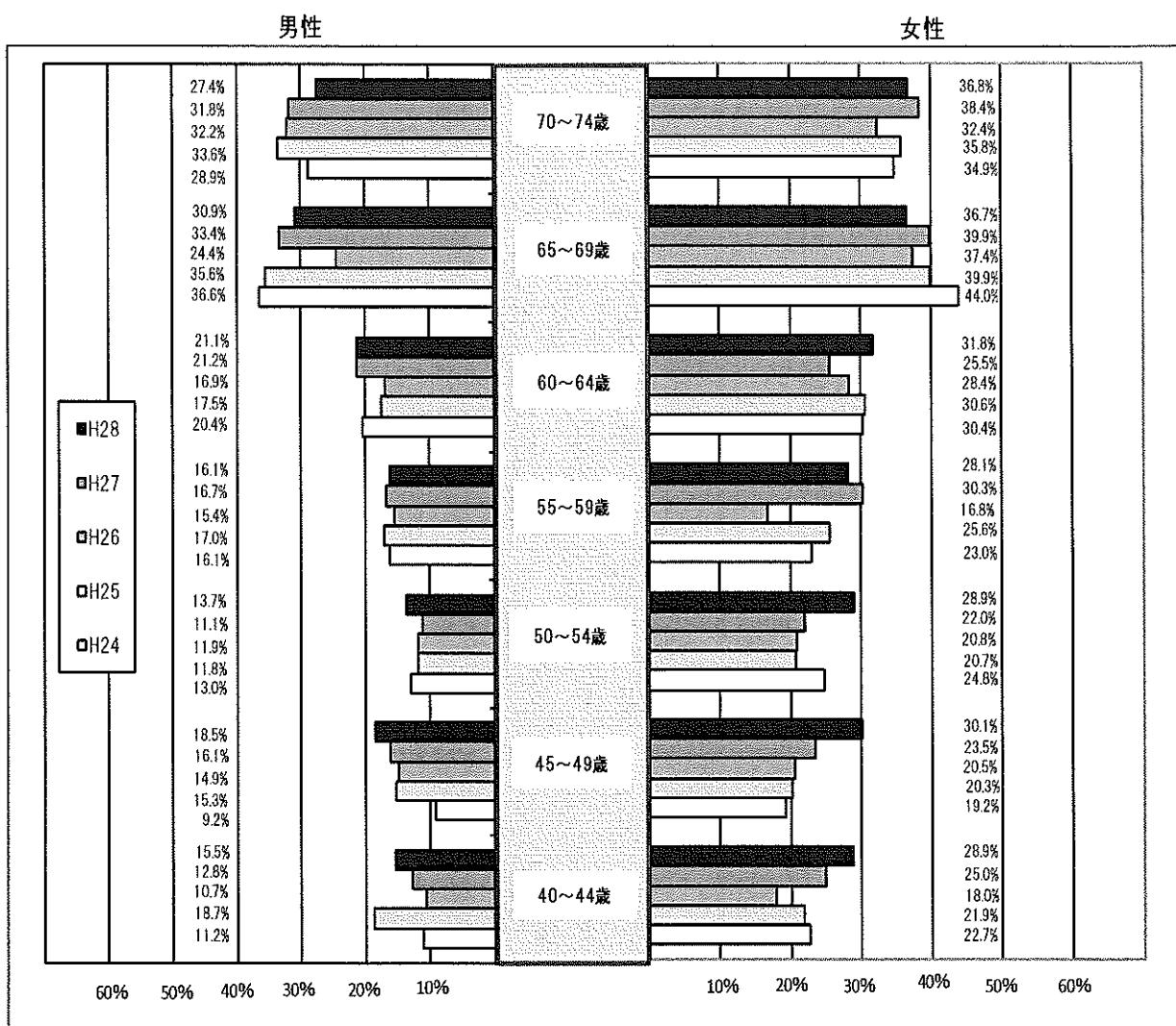
特定保健指導については、平成 20 年度は 76.0% と高値であったが、年々減少し、平成 28 年度 45.1% と減少しており、第 2 期特定健診等実施計画の目標値は達成していない状況である。受診者に占める特定保健指導該当者の割合は、平成 20 年度 17.3% であるが、平成 25 年度以降は約 1 割で変化は見られない。(図表 8)

図表 8 特定健診・特定保健指導の推移

		20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参考 29年度目標値	
特定健診	受診者数	434人	808人	714人	812人	753人	実施中	健診受診率 60%	
	受診率	13.6%	27.9%	24.9%	29.2%	27.9%			
	県内順位	61位	46位	53位	50位	54位			
特定 保健指導	該当者数	75人	86人	74人	96人	82人	実施中	特定保健指導 実施率 65%	
	割合	17.3%	10.6%	10.4%	11.8%	10.9%			
	実施者数	57人	56人	48人	44人	37人			
	実施率	76.0%	65.1%	64.9%	45.8%	45.1%			
県内順位		5位	20位	20位	39位	44位			

出典:特定健診法定報告データ

図表9 年代別特定健診受診率の推移



出典:保健指導支援ツール(平成24~28年度受診結果)

②特定健診未受診者の状況

平成28年度の結果より健診有所見者割合を継続受診者と新規受診者で比較すると、腹囲・血圧以外の項目で過去5年間健診受診のなかった新規受診者の有所見割合が継続受診者を上回っていた。(図表10)

生活習慣病は自覚症状が乏しいため、特定健診未受診者対策として最優先すべきなのは、「治療なし」の者であり、40～64歳では特定健診対象者の45.2%、65歳以上でも22.6%を占めている。

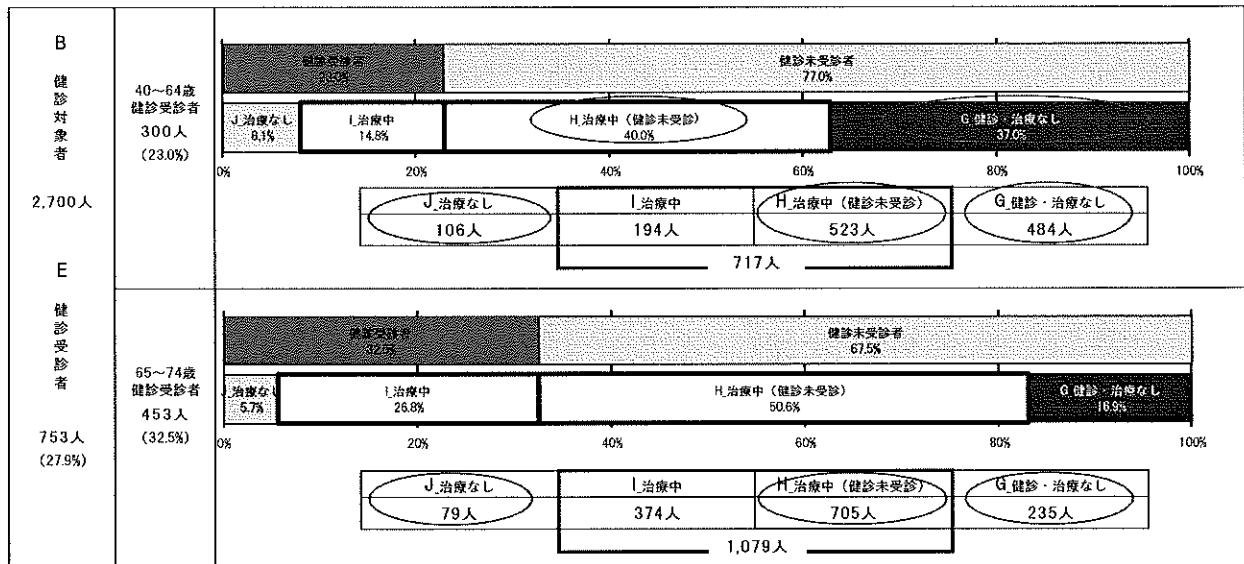
「治療中で健診未受診」の者は40～64歳、65～74歳合わせると健診受診者総数を上回る1,228人である。「治療中で健診受診」の者のうち約半数はコントロール不良者(1項目でも受診勧奨値有)であり、「治療中で健診未受診」の者にもコントロール不良者が含まれていることが推測される。(図表11)また、特定健診受診者と未受診者の生活習慣病にかかる医療費を比較すると、健診未受診者の方が34,580円と、29,128円も高く、健診を受診し、早期から生活習慣を改善することが医療費適正化の面においても有用であることがわかる。(図表12)

図表 10 健診継続受診者と新規受診者の有所見割合

受診勧奨値のうちガイドラインを踏まえた受診勧奨対象者			全体		継続受診者 過去5年間で1回以上受診がある者		新規受診者 過去5年間受診がない者		
受診者数			792人	100.0%	642人	81.1%	150人	14.9%	
項目		基準値	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
身体の大きさ	BMI	25以上	174人	22.0%	136人	21.2%	38人	25.3%	
	腹囲	男性85以上 女性90以上	216人	27.3%	175人	27.3%	41人	27.3%	
血管が傷む 動脈硬化の危険因子	内臓脂肪	中性脂肪	300以上	139人	17.6%	109人	17.0%	30人	20.0%
	インスリン抵抗性	血糖 HbA1c(NGSP値)	6.5以上	58人	7.3%	45人	7.0%	13人	8.7%
			(再掲) 7.0以上	24人	3.0%	16人	2.5%	8人	5.3%
	血管を傷つける	血圧	収縮期 160以上	49人	6.2%	44人	6.9%	5人	3.3%
			拡張期 100以上	18人	2.3%	14人	2.2%	4人	2.7%
		計		56人	7.1%	48人	7.5%	8人	5.3%
その他の動脈硬化危険因子	LDLコレステロール	160以上	93人	11.7%	68人	10.6%	25人	16.7%	
腎機能	尿蛋白	2+以上	4人	0.5%	2人	0.3%	2人	1.3%	
	eGFR	50未満 70歳以上は40未満	16人	2.0%	12人	1.9%	4人	2.7%	
	尿酸	8.0以上	23人	2.9%	15人	2.3%	8人	5.3%	

出典：保健指導支援ツール（平成 28 年度受診結果）

図表 11 厚生労働省様式 6-10 健診受診者・未受診者の治療状況



※KDB システムにおける生活習慣病

がん、糖尿病、高血圧、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、脂質異常症、精神、筋・骨格疾患
(平成 28 年度受診結果)

図表 12 特定健診の受診有無と生活習慣病治療費

健診受診者の生活習慣病治療費	5,452円				
健診未受診者の生活習慣病治療費				34,580円	

出典：KDB システム帳票 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題（平成 28 年度受診結果）

③メタボリックシンドローム該当者・予備軍レベル状況

図表 13 メタボリックシンドローム該当者・予備軍レベル

	保険者	同規模平均		県		国	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
健診受診者	753	169,425		252,703		7,898,602	
受診率	27.9	県内54位 同規模117位	41.0	32.3	全国37位	36.4	
特定保健指導終了者（実施率）	36	43.9	7675	36.9	10,339	33.7	191,922
非肥満高血糖	55	7.3	16,972	10.0	21,176	8.4	737,871
メタボ	該当者	92	12.2	29,849	17.6	43,079	17.0
	男性	56	18.5	20,492	26.8	29,282	27.8
	女性	36	8.0	9,357	10.1	13,797	9.4
	予備群	88	11.7	18,589	11.0	28,226	11.2
	男性	68	22.4	12,858	16.8	18,894	18.0
	女性	20	4.4	5,731	6.2	9,332	6.3
メタボ該当・予備群レベル	総数	208	27.6	54,266	32.0	81,259	32.2
	腹囲	男性	47.5	37,210	48.6	54,360	51.7
		女性	14.2	17,056	18.4	26,899	18.2
	BMI	総数	4.0	8,621	5.1	9,245	3.7
		男性	1.0	1,455	1.9	1307	1.2
		女性	6.0	7,166	7.7	7,938	5.4
血糖のみ		6	0.8	1,181	0.7	1,795	0.7
血圧のみ		59	7.8	12,870	7.6	19,361	7.7
脂質のみ		23	3.1	4,538	2.7	7,070	2.8
血糖・血圧		18	2.4	5,121	3.0	6,761	2.7
血糖・脂質		5	0.7	1,656	1.0	2,378	0.9
血圧・脂質		53	7.0	13,984	8.3	21,124	8.4
血糖・血圧・脂質		16	2.1	9,088	5.4	12,816	5.1

出典：KDB システム帳票 地域の全体像の把握(平成 28 年度受診結果)

様式 6-1 国・県・同規模平均と比べてみた川崎町の位置(平成 28 年度受診結果)

メタボリックシンドロームの該当者は 12.2% で、国・県・同規模平均より低いが、予備軍はほとんど同率である。また、該当者の中で、女性の占める割合は 8.0% に対し、男性の占める割合は 18.5% と高い。

該当・予備軍レベルで腹囲が 27.6%、BMI が 4.0% と腹囲からの該当者が多い状況である。

「血圧のみ」7.8%、「血圧・脂質」7.0% と、血圧と関連する項目が多く、高血圧予防にも重点をおき、生活習慣病予防を行うことが課題である。(図表 13)

④短期的な疾患(糖尿病・高血圧・脂質異常症)の状況

糖尿病・高血圧・脂質異常症の治療者を見ると、被保険者に占める患者の割合はやや増加している。特定健診の結果では重症化リスクの高いⅡ度高血圧以上、LDL180 以上の該当者は増加しているが、HbA1c6.5%以上の該当者は同数である。また、HbA1c7.0%以上が20人で未治療者12人、Ⅲ度高血圧以上が9人で未治療者5人、LDL-C180 以上が35人で未治療者が34人と、未治療者の率が大変高値である。(図表 14・15・16)

また、保健指導支援ツールを用いて、関係学会のガイドラインに基づく重症化予防対象者数を算出すると、健診受診者の 27.1%(未治療者の 20.3%、治療者の 36.2%)が該当している。更に、重症化予防対象者とされる未治療者の 5.5%が既に心電図所見や CKD(腎臓専門医受診対象者)があり、確実な受診勧奨及び保健指導が必要である。(図表 17)

同ツールを用い、糖尿病性腎症重症化予防の観点から糖尿病の実態を見てみると、40～74 歳の糖尿病患者は 15.0%で、そのうち 3.6%に糖尿病性腎症の診断がある。特定健診結果で糖尿病(型)は受診者の 11.3%でそのうち未治療(HbA1c6.5 以上又は空腹時血糖 126 以上)が 36.5%を占めている。治療者の 33.3%は HbA1c7.0 以上であり、糖尿病学会の示した合併症予防のための目標値を達成できていない。また、特定健診で糖尿病(型)のうち、既に尿蛋白に所見がある者が約 1 割存在している。(図表 18)

図表 14 糖尿病

被保険者 (40歳以上)	レセプト情報								特定健診結果										
	糖尿病 患者数 (様式3-2)	40-64歳				65-74歳				健診 受診者	受診率	HbA1c 6.5以上		再掲					
		被保険者		患者数		被保険者		患者数				I		I/G		HbA1c7.0以上			
		A	B	B/A	C	D	D/C	E	F			G	H	I	I/G	J	J/G		
25年度	2,901人	469人	16.2%	1,816人	172人	9.5%	1,437人	297人	20.7%	808人	27.9%	54人	6.7%	29人	3.6%	10人	18.5%		
28年度	2,700人	474人	17.6%	1,495人	152人	10.2%	1,516人	322人	21.2%	753人	27.9%	54人	7.2%	20人	2.7%	12人	22.2%		

図表 15 高血圧

被保険者 (40歳以上)	レセプト情報								特定健診結果										
	高血圧 患者数 (様式3-3)	40-64歳				65-74歳				健診 受診者	受診率	Ⅱ度高血圧 以上		再掲					
		被保険者		患者数		被保険者		患者数				I		I/G		J			
		A	B	B/A	C	D	D/C	E	F			G	H	I	I/G	J	J/G		
25年度	2,901人	946人	32.6%	1,816人	336人	18.5%	1,437人	610人	42.4%	808人	27.9%	31人	3.8%	3人	0.4%	2人	6.5%		
28年度	2,700人	916人	33.9%	1,495人	293人	19.6%	1,516人	623人	41.1%	753人	27.9%	55人	7.3%	9人	1.2%	5人	9.1%		

図表 16 脂質異常症

被保険者 (40歳以上)	レセプト情報								特定健診結果										
	脂質異常症 患者数 (様式3-3)	40-64歳				65-74歳				健診 受診者	受診率	LDL-C 160以上		再掲					
		被保険者		患者数		被保険者		患者数				I		I/G		J			
		A	B	B/A	C	D	D/C	E	F			G	H	I	I/G	J	J/G		
25年度	2,901人	670人	23.1%	1,816人	243人	13.4%	1,437人	427人	29.7%	808人	27.9%	69人	8.5%	19人	2.4%	19人	27.5%		
28年度	2,700人	673人	24.9%	1,495人	232人	15.5%	1,516人	441人	29.1%	753人	27.9%	91人	12.1%	35人	4.6%	34人	37.4%		

出典:KDB システム帳票 厚生労働省様式 3-2～3-4(毎年度 5 月診療分(KDB7 月作成))
保健指導支援ツール(25 年度・28 年度法定報告値で計上)

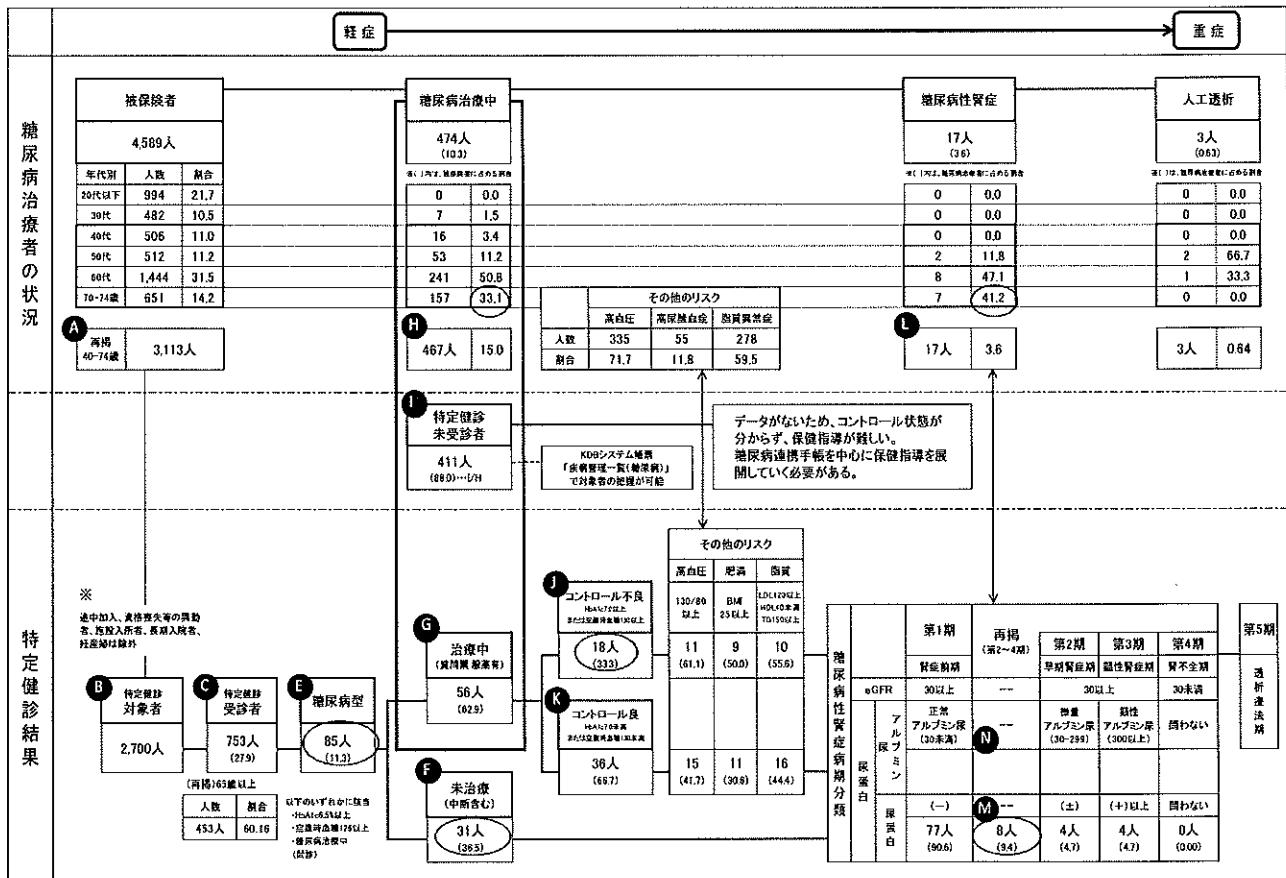
図表 17 脳・心・腎を守るために

- 重症化予防の視点で科学的根拠に基づき、保健指導対象者を明らかにする-

健診日本21 (第2次)目標 目指すべき		脳血管疾患 の発病率は年々減少			虚血性心疾患 の死後発症死亡率も減少			糖尿病性腎症 による腎機能障害導入患者数が減少			
		脳卒中治療ガイドライン2009 (脳卒中治療ガイドライン委員会)			虚血性心疾患の一歩防護ガイドライン(2006年改訂版) (虚血性心疾患の予防ガイドライン (改訂版)実施基準A)			糖尿病治療ガイド 2012-2013 (日本糖尿病学会)			
選択すべき 問題の明確化		高血圧症		心房細動		脂質異常症		メタボリック シンドローム		糖尿病	慢性腎臓病(CKD)
特徴的背景に基づき 対象者から 対象者の抽出		高血圧症 ガイドライン2014 (日本高血圧学会)				脂質異常症 ガイドライン 2012年版 (日本脂質代謝学会)		メタボリックシンドロームの 検査基準		糖尿病 ガイドライン2012 (日本糖尿病学会)	CKD検査ガイド2012 (日本腎臓学会)
重症化 予防対象		Ⅱ型高血圧以上		心房細動		LDL-C 180mg/dl以上		中性脂肪 300mg/dl以上		メタボリックシンドロームの 検査基準	CKD検査ガイド2012 (日本腎臓学会)
受診者数 792 対象者数		56 7.1%	0 0.0%	36 4.5%	16 2.0%	96 12.1%	39 4.9%	4 0.5%	16 2.0%	蛋白尿 (+)以上	eGFR50未満 70歳以上40例
		28 5.1%	0 0.0%	35 5.8%	12 2.0%	24 5.3%	29 3.9%	2 0.4%	1 0.2%	91 20.3%	215 27.1%
		10 17.9%	0 —	11 30.8%	3 18.8%	24 25.0%	6 15.4%	2 50.0%	1 6.3%	42 19.5%	124 36.2%
		28 11.3%	0 0.0%	1 0.5%	4 2.1%	72 21.0%	10 17.9%	2 0.6%	15 4.4%	— —	— —
糖尿病 検査		1 3.6%	0 —	1 2.9%	0 0.0%	1 4.2%	1 3.4%	2 10.0%	1 100.0%	5 5.5%	— —
糖尿病 なし		27 96.4%	— —	34 97.1%	12 100.0%	23 95.8%	28 98.6%	— —	— —	— —	— —

出典：保健指導支援ツール（平成28年度受診結果）※臓器障害あり…心電図有所見者、CKD 専門医受診対象

図表 18 レセプト及び健診結果からみた糖尿病の実態



出典:KDB 帳票 厚生労働省様式 3-2
保健指導支援ツール(平成 28 年度受診結果)

3) 中長期的目標の達成状況

① 医療の状況

本町の一人当たり医療費(月額)は 25,356 円と国と比較すると高いが、同規模平均や福岡県と比較すると低い状況となっている。医療費全体に占める入院費用の割合、入院件数の割合も他と比較して高く、1 件あたりの在院日数も長い。(図表 19)

本町の 28 年度医療費総額は約 13 億 7 千万円で、平成 25 年度と比較すると、7,784 万円(入院費用額 4,059 万円、入院外 3,725 万円)減少している。一人当たり医療費は、全体では 25,356 円で 25 年度と比較すると 1,121 円増加(+4.6%)しており、入院では 431 円の増加(+3.9%)、入院外では 690 円の増加(+5.3%)となっている。これらの伸び率はいずれも同規模・県・国と比較してやや低い状況である。(図表 20・21)

図表 19 入院と入院外の件数・費用額の割合比較

		保険者	同規模平均	県	国
一人当たり医療費	25,356	県内49位 同規模81位	26,719	25,927	24,254
受診率	664.905		708.765	708.878	686.286
外 来	費用の割合	54.2	57.8	54.9	60.1
	件数の割合	96.5	96.9	96.9	97.4
入 院	費用の割合	45.8	42.2	45.1	39.9
	件数の割合	3.5	3.1	3.1	2.6
1件あたり在院日数	18.2日		16.6日	16.9日	15.6日

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握(平成 28 年度受診結果)

図表 20 総医療費(入院・外来)の変化

	全体		入院		入院外	
	費用額	増減	費用額	増減	費用額	増減
25年度	14億5,009万円	—	6億6,930万円	—	7億8,080万円	—
28年度	13億7,225万円	△7,784万円	6億2,871万円	△4,059万円	7億4,355万円	△3,725万円

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握

図表 21 一人当たり医療費の変化

	一人当たり医療費(円)			伸び率(%)		
	全体	入院	入院外	全体	入院	入院外
		保険者	同規模	福岡県	国	国
25年度	保険者	24,235	11,186	13,049		
	同規模	24,703	10,603	14,100		
	福岡県	24,609	11,269	13,340		
	国	22,779	9,229	13,550		
28年度	保険者	25,356	11,617	13,739	104.6	103.9
	同規模	26,719	11,282	15,437	108.2	106.4
	福岡県	25,927	11,703	14,224	105.4	103.9
	国	24,253	9,671	14,582	106.5	104.8

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握

*一人当たり医療費は年間の総医療費を各月の被保険者総数で除して算出

② 最大医療資源傷病名による分析(中長期的疾患及び短期的な疾患)

データヘルス計画における対象疾患(脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全(人工透析)・糖尿病・高血圧・脂質異常症)の医療費が総額に占める割合は、本町 21.19%で福岡県と比較すると高い傾向にある。また疾患別に見ると、全国と比較して慢性腎不全(透析なし)は高いものの、慢性腎不全(透析あり)が少ないのは、65 歳以上の前期高齢者が後期高齢者医療へ異動していることが背景にあると考えられる。(図表 22)本町の国民健康保険の年代別透析患者数を見ると、64 歳以下透析患者は、25 年度と比較すると 1 人減少している。65 歳以上の被保険者が透析治療によって、重度障がい者医療費助成を受給しようとした時に、福岡県においては後期高齢者医療制度に加入しておく必要があるため、65 歳以上の透析患者数は 0 人となっている。(図表 23)

図表 22 データヘルス計画の対象疾患が医療費に占める割合(25 年度・28 年度比較)

市町村名		一人あたり医療費		中長期目標疾患			短期目標疾患			(中長期・短期) 目標疾患医療費計	新生物	精神 疾患	筋・ 骨疾患				
		順位		腎	脳	心	糖尿病	高血圧	脂質 異常症								
		金額	同規模	県内	慢性腎不全 (透析有)	脳梗塞 (透析無)											
川崎町	25年度	24,235	73位	46位	4.26%	0.47%	1.62%	3.08%	5.78%	6.42%	3億5,803万円	24.69%	10.75%	12.09%	8.99%		
	28年度	25,356	81位	49位	3.04%	0.70%	1.65%	1.26%	6.16%	5.17%	2億9,075万円	21.19%	12.06%	11.28%	9.21%		
国	28年度	24,253	—	—	5.40%	0.35%	2.22%	2.04%	5.40%	4.75%	2.95%	—	23.12%	14.20%	9.39%	8.45%	
県	25年度	25,927	—	—	3.02%	0.38%	2.34%	2.02%	4.81%	4.61%	3.05%	—	20.23%	14.14%	11.79%	8.90%	

最大医療資源傷病(調剤含む)による分類結果

※「最大医療資源傷病名」とは、レセプトに記載された傷病名のうち最も費用を要した傷病名

出典:KDB システム帳票 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題

図表 23 年代別透析患者数の推移(25 年度・28 年度比較)

	透析 患者数	40～64 歳	被保険者 10万対		65～74 歳	被保険者 10万対
			25～34 歳	35～64 歳		
25年度末	8人	8人	436.7	0人	0人	0.0
28年度末	7人	7人	463.3	0人	0人	0.0

出典:KDB システム帳票 厚生労働省様式 3-7

③ 高額になる疾患及び長期化する疾患について

ア 高額(80 万円以上/件)になる疾患

高額になる疾患のうち、悪性新生物の占める割合が高く、3 人に 1 人である。検診による早期発見が可能ながんについては、がん検診の受診勧奨を行う。食事や飲酒、喫煙などの生活習慣を改善することで予防できるがんについては、生活習慣病対策と一体的に予防をすすめる。(図表 24)

イ 長期(6 ヶ月以上の)入院

長期入院の件数の 69.0%、費用額の 62.5%を統合失調症等の精神疾患が占める。また、約 4 割は脳血管疾患や虚血性心疾患を併発している。(図表 25)

ウ 人工透析の状況

本町国保被保険者の人工透析患者は5人程度を推移しており、糖尿病性腎症3人、虚血性心疾患2人が合併している。また、6割に糖尿病の診断がある。(図表 26)

エ 生活習慣病の治療状況

生活習慣病の治療者は、1,564人であり、重症化した状態である脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症は、生活習慣病治療者全体のうち、それぞれ12.3%、9.6%、1.1%を占める。

脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症ともに基礎疾患として、高血圧は約7割、糖尿病が約4割、脂質異常症は6割が併せ持っている。(図表 27)

図表 24 厚生労働省様式1-1_高額になる疾患(80万円以上レセプト)(平成28年度受診結果)

	全体	脳血管疾患	虚血性心疾患	がん	その他
人数	121人	7人	4人	39人	79人
		5.8%	3.3%	32.2%	65.3%
年代別	193件	9件	5件	49件	130件
		4.7%	2.6%	25.4%	67.4%
	40歳未満	0	0.0%	0	2.0%
	40代	0	0.0%	0	0.0%
	50代	1	11.1%	0	0.0%
	60代	3	33.3%	2	4.1%
	70-74歳	5	55.6%	3	60.0%
費用額	2億6025万円	1481万円	917万円	6564万円	1億7063万円
		5.7%	3.5%	25.2%	65.6%

*最大医療資源傷病名(主病)で計上

*疾患別(脳・心・がん・その他)の人数は同一人物でも主病が異なる場合があるため、合計人数とは一致しない。

図表 25 厚生労働省様式2-1 長期入院(6ヶ月以上の入院)(平成28年度受診結果)

	全体	精神疾患	脳血管疾患	虚血性心疾患
人数	39人	28人	13人	3人
		71.8%	33.3%	7.7%
件数	371件	256件	117件	32件
		69.0%	31.5%	8.6%
費用額	1億6073万円	1億0050万円	5137万円	1090万円
		62.5%	32.0%	6.8%

*精神疾患については最大医療資源傷病名(主病)で計上

*脳血管疾患・虚血性心疾患は併発症の欄から抽出(重複あり)

図表 26 厚生労働省様式3-7/2-2 人工透析患者の状況(平成28年度受診結果)

	全体	糖尿病性腎症	脳血管疾患	虚血性心疾患
H28.5 診療分	5人	3人	0人	2人
		60.0%	0.0%	40.0%
H28年度 累計	94件	56件	7件	30件
		59.6%	7.4%	31.9%
	費用額	2333万円	260万円	1283万円
		54.6%	6.1%	30.0%

*糖尿病性腎症については人工透析患者のうち、基礎疾患に糖尿病の診断があるものを計上

図表 27 厚生労働省様式 3 生活習慣病の治療者数(平成 28 年度受診結果)

全体		中長期的な疾患			短期的な疾患		
		脳血管疾患	虚血性疾患	糖尿病性腎症	高血圧症	糖尿病	脂質異常症
1,564人		192人	150人	17人	902人	474人	682人
		(12.3%)	(9.6%)	(1.1%)	57.7%	30.3%	43.6%
の基礎なり患者	高血圧	145人	118人	15人	-	349人	490人
		75.5%	78.7%	88.2%	-	(73.6%)	(71.8%)
	糖尿病	88人	65人	17人	349人	-	294人
		45.8%	43.3%	100.0%	(38.7%)	-	(43.1%)
	脂質異常症	101人	90人	14人	490人	294人	-
		52.6%	60.0%	82.4%	(54.3%)	(62.0%)	-

④ 脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症(人工透析)の新規患者の状況

脳血管疾患と虚血性心疾患の新規患者の状況を見ると、診断された同月に入院されているケースが新規患者数の約 3 割を占めており、更にその方の健診受診歴を確認すると、過去 3 年間において、約 8 割が健診を受診していなかった。(図表 28・29)

人工透析においては、透析患者に占める糖尿病は年々減っているものの、新規患者の 1 人が基礎疾患として糖尿病を持っており、新規導入患者の全員が過去 3 年間健診受診歴がなかった。(図表 30)

図表 28 脳血管疾患

被保険者 数	脳血管疾患 患者数 (様式3-5)		高額レセプト (80万円以上)		入院医療費 (脳出血・脳梗塞)		新規患者数		診断月入院あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)		
	A	B	B/A	人数	割合	医療費	伸び率	C	C/B	D	D/C	E	E/D
25年度	4,991人	173人	3.5%	5人	3.9%	419万円	△69.93	124人	71.7%	28人	22.6%	19人	67.9%
26年度	4,831人	189人	3.9%	6人	4.7%	621万円	48.10	102人	54.0%	28人	27.5%	23人	82.1%
27年度	4,622人	194人	4.2%	7人	5.7%	-	△100.0	71人	36.6%	26人	36.6%	23人	88.5%
28年度	4,444人	192人	4.3%	7人	5.8%	572万円	-	85人	44.3%	28人	(32.9%)	24人	(85.7%)

図表 29 虚血性心疾患

被保険者 数	虚血性心疾患 患者数 (様式3-5)		高額レセプト (80万円以上)		入院医療費 (狭心症・心筋梗塞)		新規患者数		診断月入院あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)		
	A	B	B/A	人数	割合	医療費	伸び率	C	C/B	D	D/C	E	E/D
25年度	4,991人	201人	4.0%	12人	9.4%	2785万円	18.75	100人	49.8%	28人	28.0%	22人	78.6%
26年度	4,831人	190人	3.9%	8人	6.3%	1845万円	△ 33.74	85人	44.7%	18人	21.2%	10人	55.6%
27年度	4,622人	171人	3.7%	9人	7.3%	1957万円	6.06	57人	33.3%	15人	26.3%	12人	80.0%
28年度	4,444人	150人	3.4%	4人	3.3%	723万円	△ 63.07	53人	35.3%	14人	(26.4%)	11人	(78.6%)

図表 30 人工透析

	被保険者 数	人工透析患者数 (様式3-7)	糖尿病あり		透析医療費		新規患者数	糖尿病あり		健診未受診 (当該年度を含め3年間)			
			A	B	B/A	C	C/B	医療費	伸び率	D	D/B	E	E/D
25年度	4,991人	9人	0.18%	5人	55.6%	6696万円	11.83	1人	11.1%	1人	100.0%	1人	100.0%
26年度	4,831人	9人	0.19%	5人	55.6%	5264万円	△ 21.40	1人	11.1%	1人	100.0%	1人	100.0%
27年度	4,622人	7人	0.15%	4人	57.1%	3455万円	△ 34.36	1人	14.3%	1人	100.0%	1人	100.0%
28年度	4,444人	5人	0.11%	3人	60.0%	4272万円	23.65	1人	20.0%	1人	100.0%	1人	100.0%

出典:KDB システム帳票

厚生労働省様式 3-5～3-7(毎年度 5月診療分(KDB7月作成))

厚生労働省様式 1-1(年度累計)

保健事業等評価・分析システム 新規患者数

⑤ 介護の状況

本町の要介護認定者は第1号(65歳以上)被保険者で1,583人(認定率30.1%)、第2号(40～64歳)被保険者で54人(認定率0.8%)と年々伸びてきている。同規模保険者は20.4%と約1割程度本町の方が多い。

本町の介護給付費は、約22億2,558万円で、27年度と比較すると減少しているが、一人当たりの給付費(居宅サービス・施設サービス)は増加している。同規模平均と比較すると、一人当たりの給付費は低いが、居宅サービスと施設サービス共に高い傾向である。

また、有病状況を見ると、高血圧、脳血管疾患、筋・骨格、精神等全ての疾患共に、同規模と比較して低く、近年と比較すると、全ての疾患で特に変化はみられない状況である。(図表31)

要介護認定者の有病状況を血管疾患の視点に年代別で見ると、脳血管疾患(脳出血・脳梗塞)、虚血性心疾患、腎不全の循環器疾患が上位を占めている。特に、脳血管疾患は第2号被保険者で約5割を占めており、第1号被保険者は2号に比較して少し低い有病状況となっている。基礎疾患である高血圧症が約9割、糖尿病と脂質異常症が約5割を占めている。

高血圧症等血管疾患の有病状況は、40～74歳では約7割、75歳以上約9割と非常に高い割合となっている。(図表32)

図表 31 要介護認定者の経年推移

項目	25年度		26年度		27年度		28年度		(参考)28年度					
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	同規模平均	福岡県	実数	割合		
介護給付費	22億5,246万円		23億1,464万円		22億7,862万円		22億2,558万円		実数	割合	実数	割合		
介護保険	1号認定者数(認定率)	1,579	30.0	1,547	30.3	1,558	29.8	1,583	30.1	126,477	20.4	259,318	23.1	
	新規認定者	29	0.3	18	0.3	12	0.3	25	0.3	2,113	0.3	4,365	0.3	
	2号認定者	54	0.9	50	0.9	44	0.7	54	0.8	2,818	0.4	6,325	0.4	
有病状況	糖尿病	265	16.7	266	16.4	272	16.3	274	16.4	27,976	21.2	59,184	22.0	
	高血圧症	718	44.4	703	43.6	699	43.9	697	42.3	69,160	52.8	144,835	54.0	
	脂質異常症	358	21.3	349	22.0	345	21.7	351	21.0	35,268	26.8	80,327	29.8	
	心臓病	782	48.4	775	47.9	771	48.0	780	46.8	78,851	60.3	163,980	61.2	
	脳疾患	283	18.0	301	17.7	305	18.8	315	18.8	34,930	26.8	71,699	26.9	
	がん	121	6.7	120	7.5	119	7.5	116	7.3	13,037	9.8	31,226	11.5	
	筋・骨格	763	46.6	765	46.8	730	46.3	749	45.0	67,521	51.7	146,472	54.6	
	精神	395	25.0	420	25.0	410	26.0	434	25.5	47,722	36.3	100,227	37.2	
介護給付費 (円)	1件当たり給付費(全体)	56,157		57,060		56,866		64,897		67,108		57,450		
	居宅サービス	41,439		42,062		41,977		47,366		41,924		39,185		
	施設サービス	284,209		283,045		276,946		280,701		276,079		285,501		
医療費等(円)	要介護認定別	認定あり	74,500		73,300		75,600		79,560		83,240		86,510	
	医療費(40歳以上)	認定なし	44,440		44,820		45,850		44,800		39,940		40,740	

出典:KDB システム帳票 地域の全体像の把握

図表 32 血管疾患の視点でみた要介護者の有病状況(年代別)

受給者区分		2号		1号				合計		
年齢		40~64歳		65~74歳		75歳以上		計		
介護件数(全体)		54		246		1,337		1,583		
再) 国保・後期		19		114		905		1,019		
疾患		順位	疾病	件数 割合	疾病 割合	件数 割合	疾病 割合	件数 割合	疾病 割合	
血管疾患 ※基礎疾患のうち、糖尿病については、糖尿病の合併症(網膜症・神経障害・腎症)も含む ヘレセプトの診断名より重複して計上	循環器疾患	1	脳卒中	9 (47.4%)	脳卒中 35.1%	40 46.2%	脳卒中 44.9%	418 458	脳卒中 45.0%	
		2	虚血性心疾患	6 31.6%	虚血性心疾患 28.9%	33 45.3%	虚血性心疾患 43.5%	410 443	虚血性心疾患 43.3%	
		3	腎不全	3 15.8%	腎不全 8.8%	10 13.9%	腎不全 13.3%	126 136	腎不全 13.4%	
	基礎疾患 (*)	糖尿病	7 36.8%	糖尿病 38.6%	44 47.1%	426 47.1%	糖尿病 46.1%	470 477	糖尿病 46.0%	
			高血圧	13 68.4%	高血圧 66.7%	76 89.9%	高血圧 87.3%	814 890	高血圧 87.0%	
		脂質異常症	6 31.6%	脂質異常症 44.7%	51 54.6%	494 54.6%	脂質異常症 53.5%	545 551	脂質異常症 53.1%	
			血管疾患合計	16 84.2%	合計 80.7%	92 97.2%	合計 95.4%	880 972	合計 95.2%	
	認知症		認知症	3 15.8%	認知症 18.4%	21 43.2%	認知症 40.4%	391 412	認知症 40.0%	
	筋・骨格疾患		筋骨格系	16 84.2%	筋骨格系 78.9%	90 96.7%	筋骨格系 94.7%	875 965	筋骨格系 94.5%	

出典:KDB システム帳票 要介護(支援)者突合状況(平成 28 年度受診結果)

※基礎疾患のうち、糖尿病については、糖尿病の合併症(網膜症・神経障害・腎症)も含む

3. 保険者努力支援制度

医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度として、市町村国保では新たに保険者努力支援制度が創設され、平成 28 年度から、市町村に対して特別調整交付金の一部を活用して前倒しで実施されている。(平成 30 年度から本格実施)

国は、保険者努力支援制度の評価指標については、毎年の実績や実施状況を見ながら見直し、発展させるとし、現在は、糖尿病等の重症化予防や保険料収納率の実施状況が高く評価されている。

また配点の高い糖尿病等の重症化予防の取組については、平成 28 年度前倒し実施分において、46.9% が既に達成していたことから、更なる充実を図るため、新たに受診勧奨後の取組及び保健指導後の検査結果改善等の評価について評価指標が追加された。今後は、本町においても国の見直し、追加も考慮し、取組の充実を図ることとする。

本町の平成 28 年度前倒し実施分では全国 1,741 市町村中 820 位と中位に位置していたが、特定健診及びがん検診受診率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率、また後発医薬品の促進に関する項目等において、県平均を下回る結果であった。(図表 33)

図表 33 保険者努力支援制度の評価指標と配点について

評価指標	28年度 配点	前倒し実施分			30年度 配点	
		実績				
		全国	福岡県	川崎町		
総得点(満点)		345			580 850	
総得点(体制構築加点70点を除く)	275	128.67	146.03	132	510 790	
交付額	--	--	--	208万6千円		
被保険者一人当たり交付額	--	--	--	467.2円		
全国順位(1,741市町村中) ※福岡県は47都道府県中の順位	--	--	17位	820位		
共通①	特定健診受診率	25	6.92	3.08	0 35 50	
	特定保健指導実施率		7.47	14.17	20 35 50	
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率		7.13	7.08	5 35 50	
共通②	がん検診受診率	0	5.26	3.92	0 20 30	
	歯周疾患(病)検診の実施		6.63	5.33	0 15 25	
共通③	糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	40	18.75	32.67	40 70 100	
国保②	データヘルス計画策定状況	0	7.16	9.17	0 30 40	
共通④	個人への分かりやすい情報提供	40	17.01	19.95	40 45 70	
	個人インセンティブ提供		6.00	5.67	15 25	
共通⑤	重複服薬者に対する取組	0	3.33	2.17	0 25 35	
共通⑥	後発医薬品の促進	7	8.91	9.35	7 25 35	
	後発医薬品の使用割合		3.85	4.75	30 40	
国保①	収納率向上に関する取組の実施状況	0	10.52	6.33	0 70 100	
国保③	医療費通知の取組の実施状況	10	8.68	10.00	10 15 25	
国保④	地域包括ケアの推進の取組の実施状況	0	2.89	3.08	0 15 25	
国保⑤	第三者求償の取組の実施状況	10	8.15	9.32	10 30 40	
国保⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	/	/	/	/	
体制構築加点		70			70 60	

第3章 分析結果に基づく課題の明確化と今後の取組

1. 分析結果に基づく課題の明確化

第1期計画において、中長期目標疾患である脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全(人工透析)を重点に重症化予防を進めてきた。

本町は、まず特定健診の受診率を向上させるために、未受診者対策を行った。過去特定健診を未受診者に対し、また継続受診勧奨を図ることを目的に、看護師と栄養士の専門職による全戸訪問を行っているが、医療機関への定期受診者や受診拒否などの理由で受診率の増加を図ることができていない。

また、保健指導は特定保健指導だけではなく、受診者全員に一人ずつ健診のデータ(経年変化を含め)の結果説明を行っており、個別に応じた保健指導を展開している。更に30歳代も同様に対応を行っている。

以上、第1期の取り組み、評価も踏まえ、健診・医療・介護等のデータを分析するにあたり、以下の視点で整理し、本町国民健康保険の健康課題が明らかとなった。

- 高額や長期に医療を要する疾患の原因は何か、それは予防可能な疾患か。
- 医療と介護の両方を必要とする疾患は何か。

<健康課題>

健診

- ① 特定健診の受診者は約3割であり、生活習慣病予防、重症化予防を更に推進していくためには、その対象者を把握していくことが重要であり、そのために今後更に特定健診の受診率を向上させる必要がある。
特に特定健診未受診者のうち、既に生活習慣病を治療中の者が健診未受診者の63.1%を占めているが、特定健診受診者で既に治療中である者の中にも重症化予防の対象者がいることから、かかりつけ医との連携により受診率を向上させる必要がある。
また生活習慣病の治療も健診も受けていない者は健診未受診者の36.9%を占め、これらの者は全く実態がつかめず突然倒れてしまう可能性があるため、健診の受診を勧める必要がある。
- ② 特定健診の結果から、男性のメタボリックシンドロームの該当者・予備群はともに高く、特定保健指導の維持と該当者の改善が課題である。
また高血圧及び糖尿病の有所見率が高く、放置すると脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病性腎症を発症し、高額、長期にわたって医療がかかるだけでなく、介護も要することにつながるため、高血圧、糖尿病を優先的に解決する必要がある。
- ③ 健診結果で糖尿病(型)と判断される者の9.4%に既に腎機能の所見があり、医療との連携により、重症化を予防していく必要がある。

医療

- ⑤ 同規模と比べ、医療費全体に占める入院(件数・費用額)の割合が高く、1件当たりの在院日数も長くなっている、重症化している状況がうかがえる。その結果一人当たり医療費も高くなっている。軽症のうちに外来治療につなぎ、治療継続の動機づけを行うとともに、生活習慣を改善できるよう保健指導を行う重症化予防対策が必要である。
- ⑥ 人工透析患者に占める糖尿病の割合は 60%で高値であり、早期からの糖尿病の発症予防と血圧のコントロールも含めた重症化予防対策が重要となる。
- ⑦ 長期入院の分析結果から、統合失調症等の精神疾患患者の重症化予防や長期入院を防ぐことに加え、精神障害者の地域移行等福祉施策での対応を引き続き行う。

介護

- ⑧ 脳血管疾患は発症時の急性期のみならず、リハビリ等による慢性期医療費、また退院後の介護費がかかるなど、患者本人や家族に長期にわたって日常生活に大きな負担を強いいる疾患である。本町の要介護認定率は年々増えており、要介護認定者の有病状況を見ると脳血管疾患が多くを占めている。また、要介護認定者の高血圧や糖尿病等の血管疾患の有病状況が 95.2%と非常に高くなっている。これらの基礎疾患である高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は、自覚症状がないまま放置すると重症化するため、これらの発症予防及び重症化予防の対策が重要である。

2. 成果目標の設定

明らかとなった健康課題の解決のための目標を中長期・短期にわけ、設定する。(図表 34)

<中長期目標の設定>

医療費が高額となる疾患、6ヶ月以上入院における疾患、長期化することで高額となる疾患で、要介護認定者の有病状況の多い疾患でもある脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症を減らしていくことが重要であるため、それらにかかる入院医療費、新規発症の減少を優先とする。

<短期目標の設定>

脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通リスクとなる高血圧、糖尿病、脂質異常症等を減らしていくことを短期的目標とする。特に高血圧、糖尿病は本町の課題でもある脳血管疾患と糖尿病性腎症の危険因子でもあるため、優先的に取り組む。

図表 34 成果目標

中長期的なもの	NO	短期的なもの						
		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
①入院医療費の伸び率の減少 ②脳血管疾患・虚血性心疾患、糖尿病性腎症の新規発症の減少	①	特定健診受診率の向上						
	②	特定保健指導の実施率の向上						
	③	高血圧の者の割合減少 Ⅱ度以上(収縮期血圧160または拡張期血圧100以上)の割合						
	④	血糖コントロール不良者の割合の減少 HbA1c7.0以上の割合						
	⑤	脂質異常の者の割合の減少 LDLコレステロール160以上の割合の減少						

第4章 保健事業の内容

保健事業の実施にあたっては糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患における共通のリスクとなる糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の減少を目指すために特定健診における血糖、血圧、脂質の検査結果を改善していくこととする。そのためには重症化予防の取組とポピュレーションアプローチを組み合わせて実施していく必要がある。

重症化予防としては、生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制を目指し、糖尿病性腎症重症化予防等の取組を行う。具体的には医療受診が必要な者には適切な受診への働きかけを行う受診勧奨を、治療中の者へは医療機関と連携し重症化予防のための保健指導を実施していく。

また生活習慣病は自覚症状がないため、まずは健診の機会を提供し、状態に応じた保健指導の実施も重要になってくる。そのため特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上にも努める必要がある。その実施にあたっては、第2編 第3期特定健康診査等実施計画に準ずるものとする。

保健事業の実施にあたっては、費用対効果等から優先順位を考慮して取り組むこととし、国保部門のみでなく、健康増進事業担当課や関係機関等と連携して実施する。特に対象者への受診勧奨や保健指導は、これまでの取組において、効果を挙げている個別アプローチを中心に取り組む。

① 特定健診未受診者対策

KDBでのデータ分析により、健診未受診者のうち既に医療機関で生活習慣病の治療を受けているものとそうでないものが明らかになるため、個別受診勧奨のアプローチ方法を区別して、対象者に応じた効果的な特定健診受診勧奨を行う。

短期目標	健診受診率の向上
対象者	特定健診未受診者
実施方法及び実施時期	ア 専門職の訪問による受診勧奨事業 6月頃～12月頃 イ かかりつけ医を通じた個別受診勧奨 通年 ウ 受診勧奨の送付 年1回(被保証と同時発送)
評価方法	受診勧奨後の健診受診状況

② 特定保健指導事業

特定健診後の特定保健指導(積極的支援・動機づけ支援)の実施により、特定保健指導の実施率向上を図る。

詳細については、第2編 第3期特定健康診査等実施計画参照。

③ 糖尿病性腎症重症化予防「田川地区糖尿病対策」「田川地区 CKD 予防の取り組み」

特定健診結果やレセプト情報から重症化するリスクの高い者を抽出し、福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいて、医療機関との連携のもと重症化予防のための保健指導及び受療勧奨を行うことで、糖尿病性腎症による新規透析導入の減少を目指す。

短期目標	ア 検査データの改善 イ 医療機関受診率の向上
対象者	糖尿病対策 ① 空腹時血糖値 126mg/dl、または、HbA1c6.5(NGSP 値) ② 空腹時血糖値 126mg/dl、かつ、HbA1c6.5(NGSP 値) CKD 予防 ① 尿蛋白 2+以上 ② 尿蛋白と尿潜血がともに1+以上 ③ 40 歳未満で GFR60 未満 40 歳以上 70 歳未満で GFR50 未満 70 歳以上で GFR40 未満 糖尿病性腎症病期分類 2～4 期、また 1 期のうち、eGFR60 未満
実施方法	戸別訪問、個別面談、電話、手紙等 ※医療機関未受診者・医療機関受診中断者を優先し、糖尿病で通院中の者については、主治医と連携の上、実施する。
実施時期	通年
評価方法	ア 受診勧奨対象者への介入率 イ 医療機関受診率 ウ 各種検査値の変化(改善)

※それぞれの実施体制や実施スケジュール等の詳細については、各事業で定める。

第5章 地域包括ケアに係る取組

「団塊の世代がより高齢になり死亡者数がピークを迎える 2040(平成 52)年に向け、急増し変化するニーズに対応するため、限られた人材と財源を前提として、いかにして、要介護リスクが高まる年齢を後ろ倒しにできるか、すなわち、「予防」を積極的に推進し需要を抑制できるかが重要になる。」と地域包括ケア研究会の報告書が公表された。

重度の要介護状態となる原因として生活習慣病の重症化によるものが多くのを占めている。要介護になる原因疾患のうち、脳血管疾患、糖尿病性腎症による人工透析等、生活習慣病の重症化に起因するものは予防可能であり、国保加入者の重症化予防を推進することが要介護認定者の減少、町民一人ひとりの健康寿命の延伸につながる。要介護状態により地域で暮らせなくなる人を少しでも減らしていくためには、要介護に至った背景を分析し、それを踏まえ KDB・レセプトデータを活用したハイリスク対象者を抽出して保健指導を実施する。第 4 章の重症化予防の取組そのものが介護予防として捉える事ができる。

国保では被保険者のうち、65 歳以上の割合が高く、医療費に占める前期高齢者に係る医療費の割合も半数を超えており、このような状況にかんがみれば、高齢者が地域で元気に暮らし、医療サービスをできるだけ必要としないようにするための対策は本町国保加入者にとっても町民全体にとっても非常に重要な事である。

高齢期は個人差の大きい年代であり、高齢者の特性を踏まえ、個人の状況に応じた包括的な支援に繋げて行くためには、医療・介護・保健・福祉など各種サービスが相まって高齢者を支える地域包括ケアの構築が必要となる。かかりつけ医や薬剤師、ケアマネジャー、ホームヘルパー等の地域の医療・介護・保健・福祉サービスの関係者とのネットワークや情報共有の仕組みによる地域包括ケアの構築が地域で元気に暮らしていく町民を増やしていくことにつながる。

要介護状態を予防していくために、まずは、特定健診の受診者数を増やし、専門職による健診結果データを読み取り、食生活や運動の習慣化などによる生活習慣改善の方法について、一人一人丁寧な保健指導を行う。保健指導の継続が必要な高齢者は、高齢者福祉課の保健師や管理栄養士に繋ぎ、継続的支援形態を実施することで、地域包括ケアを推進することができる。

第6章 計画の評価・見直し

1. 評価の時期

計画の見直しは、3年後の平成32年度に進捗確認のための中間評価を行う。

また、計画の最終年度の平成35年度においては、次の期の計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れて評価を行う必要がある。

2. 評価方法・体制

保険者は、健診・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることが求められており、保険者努力支援制度においても4つの指標での評価が求められている。

※評価における4つの指標

ストラクチャー (保健事業実施のための体制・システムを整えているか)	<ul style="list-style-type: none">・事業の運営状況を定期的に管理できる体制を整備しているか。(予算等も含む)・保健指導実施のための専門職の配置・KDB活用環境の確保
プロセス (保健事業の実施過程)	<ul style="list-style-type: none">・保健指導等の手順・教材はそろっているか・必要なデータは入手できているか。・スケジュールどおり行われているか。
アウトプット (保健事業の実施量)	<ul style="list-style-type: none">・特定健診受診率、特定保健指導実施率・計画した保健事業を実施したか。・保健指導実施数、受診勧奨実施数など
アウトカム (成果)	<ul style="list-style-type: none">・設定した目標に達することができたか(検査データの変化、医療費の変化、糖尿病等生活习惯病の有病者の変化、要介護率など)

具体的な評価方法は、国保データベース(KDB)システムに毎月、健診・医療・介護のデータが収載されるので、受診率・受療率、医療の動向等は、保健指導に係る保健師・栄養士等が自身の地区担当の被保険者分については定期的に行う。

また、特定健診の国への実績報告後のデータを用いて、経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善度を評価する。特に直ちに取り組むべき課題の解決としての重症化予防事業の事業実施状況は、毎年とりまとめ、国保連に設置している保健事業支援・評価委員会等の指導・助言を受けるものとする。

第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

1. 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとすることが重要であるため、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、地域の医師会等などの関係団体経由で医療機関等に周知し、内容の普及啓発に努める。

2. 個人情報の取扱い

保健事業、特定健診等の実施に当たっては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じる。

第2編 第3期特定健康診査等実施計画

第1章 制度の背景について

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づき、保険者(高確法第7条第2項に規定する保険者をいう。以下同じ。)は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

1. 特定健康診査の基本的考え方

(1) 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることを避けることもできる。また、その結果として、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら、中長期的には医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

(2) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

2. 特定保健指導の基本的考え方

(1) 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として行うものである。

第2章 特定健診・特定保健指導の実施

1. 特定健診検査等実施計画について

この計画は、国の定める特定健康診査等基本指針に基づく計画であり、制度創設の趣旨、国の健康づくり施策の方向性、第2期の評価を踏まえ策定するものである。この計画は6年が1期であるため、第3期の計画期間は平成30年度から35年度とし、計画期間の中間年度である平成32年度の実績をもって、評価・見直しを行う。

2. 健診・保健指導実施の基本的な考え方

- (1)生涯を通じた自己の健康管理の観点から、継続的な健診データが必要である。健診結果のデータを一元的に管理し、蓄積された健診データを使用することにより効果的・効率的な健診・保健指導を実施する。
- (2)内臓脂肪の蓄積により、心疾患等のリスク要因(高血圧、高血糖、脂質異常)が増え、リスク要因が増加するほど心疾患等が発症しやすくなる。このため保健指導対象者の選定は、内臓脂肪蓄積の過程とリスク要因の数に着目することが重要である。
- (3)効果的・効率的に保健指導を実施していくためには予防効果が大きく期待できるものを明確にし、保健指導対象者を選定する。又、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導を重視する。
- (4)健診・保健指導データやレセプトデータ等の利活用により保健指導の実施状況や受診勧奨を行った者の治療継続状況を確認し、受診勧奨されたにも関わらず受診していなかったり、治療を中断したりしている者等を把握し、重点的な保健指導対象者の選定に役立てる。
- (5)メタボリックシンドロームの該当者は、30代以前と比較して40歳代から増加する。40歳未満の者については正しい生活習慣に関する普及啓発等を通じて、生活習慣病の予防を行うことが重要である。
- (6)糖尿病等の生活習慣病予備群に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことがある。そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援すること、また、そのことにより対象者がセルフケアできるようになることを目的とする。

3. 目標の設定

(1) 実施に関する目標

川崎町国保特定健診受診率、特定保健指導実施率の各年度の目標値を下記の通り設定する。

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定健診受診率	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
特定保健指導実施率	45.0%	49.0%	53.0%	57.0%	61.0%	65.0%

(2) 成果に関する目標

特定健診・保健指導の成果に関する目標としてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群等の目標値を下記の通り、設定する。

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
メタボ及び予備群	180 人 22.2%	178 人 19.2%	176 人 16.9%	174 人 15.2%	172 人 13.8%	170 人 11.6%
メタボ減少率	32.0%	32.0%	33.0%	33.0%	34.0%	34.0%
特保対象者の減少率	18.0%	19.0%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%

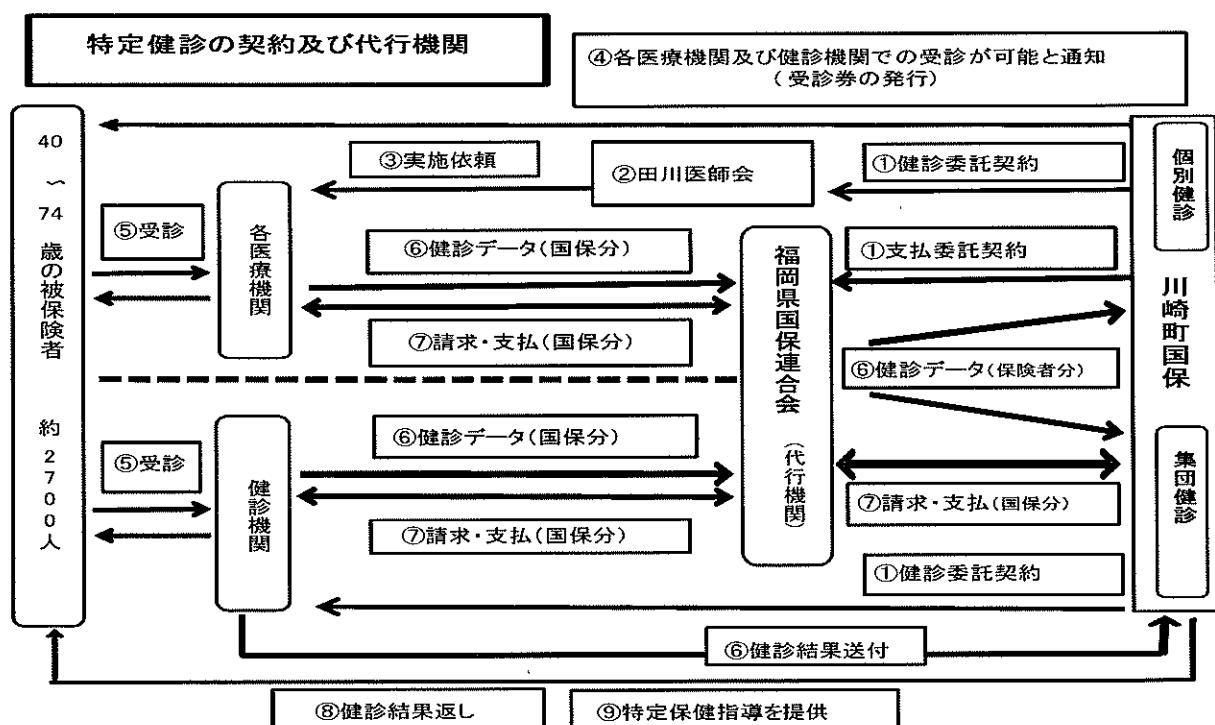
4. 対象者数の見込み

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
特定健診対象者数	2,700 人	2,650 人	2,600 人	2,550 人	2,500 人	2,450 人
特定健診受診者	810 人	928 人	1,040 人	1,148 人	1,250 人	1,470 人
特定保健指導対象者数	90 人	98 人	104 人	110 人	113 人	125 人
特定保健指導実施数	41 人	49 人	58 人	66 人	74 人	82 人

5. 特定健診の実施

(1) 実施形態

集団健診及び個別健診にて実施する。集団健診においては、健康増進法に基づくがん検診と同時受診が出来るようにする。また、加入している保険の種類を問わず、全ての住民が健診を受診できる体制整備を行う。特に、被用者保険の被扶養者の特定健診、高齢者の健診の実施にあたっては、引き続き利便性良く地元でも受診できるよう集団健診(健診受診の機会)を確保する。また、生活保護受給者に対して健診の機会を確保し、受診勧奨を行う。個別健診においては、田川医師会が実施機関のとりまとめを行い、田川医師会と本町で委託契約を行う。実施期間は、集団健診が 6~10 月頃、個別健診は 4 月~12 月頃まで実施する。



(2) 特定健診委託基準

高確法律第 28 条、及び実施基準第 16 条第 1 項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められている。

(3) 委託契約の方法、契約書の様式

特定健診実施機関(集団健診)、田川医師会(個別健診)と川崎町国民健康保険が契約を行う。

委託の範囲は、問診、身体計測、採血、検尿、結果通知、健診結果の報告(データ作成)であり、契約書の様式については、国の集合契約の様式に準じ作成する。

(4) 健診委託単価、自己負担額

健診委託単価については、毎年度財務規則等に基づいた契約手続きを経て金額を決定する。また受診者の自己負担額については、無料とする。

(5) 健診項目

① 基本的な健診の項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)第 1 条 1 項一号から九号で定められた項目とする。

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))、理学的検査(身体診察)、血圧測定、脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール又は non-HDL コレステロール)、肝機能検査(AST(GOT), ALT(GPT), γ GT)、血糖検査(空腹時血糖又 HbA1c 検査(NGSP 値)、やむを得ない場合には随時血糖)、尿検査(尿糖、尿蛋白)

② 特定健診の詳細な健診の項目(「実施基準」第 1 条十号)

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)、血清クレアチニン検査(eGFR による腎機能の評価を含む)を実施する。

※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施する。

③ その他の健診項目

○健康課題を踏まえ、①基本的な健診項目以外の項目を追加健診項目として実施する。

HbA1c 検査(NGSP 値)、尿検査(尿潜血)、血清尿酸を追加検査項目として、全員に実施する。

○特定保健指導における人間ドックデータの活用事業

人間ドック(実費)の検査データを特定健診として活用し、保健指導を行う。

※20~39 歳の健診についても、上記健診項目に準ずる。

(6) 健診の実施形態

集団健診及び個別健診にて実施する。

集団健診においては、健康増進法に基づくがん検診との同時受診を実施する。

又加入している保険の種別を問わず、全ての住民が健診を受診できる体制整備を行う。

特に被用者保険の被扶養者の特定健診、高齢者の健診の実施にあたっては、引き続き利便性良く地元でも受診できるよう集団健診(健診受診の機会)を確保する。又、生活保護受給者に対して健診の機会を確保し、受診勧奨を行う。

(7) 代行機関の名称

代行機関は「福岡県国民健康保険団体連合会」と契約する。

(8) 健診の案内方法

特定健診受診券を発行し、個別に郵送します。ホームページ及び広報誌等への掲載、医療機関や未受診者対策として看護師・栄養士等による受診勧奨等に努める。

(9) 年間実施スケジュール

4月 : 受診券送付

4月～翌年2月 : 集団健診準備、健診実施(集団、個別)

4月～翌年3月 : 特定保健指導準備、特定保健指導実施

4月～翌年3月 : 未受診者対策

10月～12月 : 予算案作成

11月 : 実績報告

2月～3月 : 受診結果の把握と次年度受診券準備(健診対象者の抽出、印刷)

(10) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

・ 医療機関との適切な連携(診療における検査データの活用)

特定健診は、本人が定期的に自らの健診データを把握とともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、治療中であっても特定健診を受診するよう、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行うことも重要である。

その上で、かかりつけ医と保険者との連携や、受診者や社会的なコストを軽減させる観点から、本人同意のもとで保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、一定のルールを整備する。

6. 保健指導の実施

1) 特定保健指導

(1) 特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化する基準、及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機付け支援の内容については、高確法第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施する。

2 年連続して積極的支援に該当した者のうち、2 年目の状態が改善している者に対して積極的支援を実施するか、動機付け支援相当の支援を実施するかは、対象者に応じて担当保健師又は管理栄養士が判断する。

(2) 積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施(行動計画の策定・実績評価、喫煙者への禁煙指導を行い、3か月以上の保健指導により腹囲・体重の値が改善すれば 180 ポイントの実施量を満たさなくても特定保健指導とみなす)を導入を検討する。

2) それ以外の保健指導

(1) 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果説明を国保被保険者全員に、保健師又は管理栄養士により個別に結果の見方及び生活習慣改善指導を行っていく。仕事等により来所困難な対象者は、電話にて説明を行っていく。また、特定保健指導の対象とはならないが、受診勧奨を行った後経過を確認するために、レセプト情報を活用し、受診できていない者に対し、受診勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導を実施する。(詳細については、第 1 編 第 4 章 保健事業の内容を参照。)

(2) 病気の発症予防・重症化予防

【田川地区糖尿病対策・田川地区CKD(慢性腎臓病)予防(田川保健所事業)】

A、田川地区糖尿病対策

(目的) 特定健診の結果より、糖代謝異常者を適切に医療機関への受診勧奨を行い、糖尿病の早期診断・早期治療につなげ、重症化予防を図る。

(対象者) 糖尿病の未治療者で特定健診の結果、以下に該当する者

- ① 空腹時血糖 126mg/dl、または、HbA1c 6.5%(NGSP 値)以上
- ② 空腹時血糖 126mg/dl、かつ、HbA1c 6.5%(NGSP 値)以上

(内容) 対象者を抽出し、連絡票・返信用封筒・健診結果のコピーを対象者に渡し、田川市郡の当事業を実施できる医療機関へ受診勧奨を行う。医療機関にて糖尿病ガイドに沿った検査等を行う。医療機関より、受診結果を町へ返信する。その情報を基に町の保健師・管理栄養士より状況に応じて保健指導を行う。

B、田川地区のCKD予防の取り組み

(目的) 特定健診の結果より、検尿異常や腎機能低下のおそれのある者を適切に医療機関への受診につなげ、CKD の早期予防・早期治療を行い、疾病の重症化予防を図る。

(対象者) ① 尿蛋白 2+ 以上 ② 尿蛋白と尿潜血がともに 1+ 以上 ③ 40 歳未満で GFR60 未満、40 歳以上 70 歳未満で GFR60 未満、70 歳以上で GFR40 未満

(内容) 対象者を抽出し、まずはかかりつけ医を紹介する。かかりつけ医がいない場合、田川市立病院(腎内科ありで協力医療機関)への受診勧奨を行い、受診希望があった場合、結果票・情報提供書・返信用封筒・内服薬の種類がわかるもの、受診日の早朝尿を持参する。受診結果を町へ返信する。その情報を基に町の保健師・管理栄養士より状況に応じて保健指導を行う。

①健診から保健指導実施の流れ

特定保健指導対象者の保健指導は、住民保険課及び健康づくり主管課への執行委任の形態で行う。標準的な健診・保健指導プログラム様式5-5(以下、厚労省様式5-5という。)をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践、評価を行う。

②要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法

厚労省様式5-5に基づき、健診受診者の健診結果から保健指導レベル別に4つのグループに分け、優先順位及び支援方法は次のとおりとする。

優先順位	様式5-5	保健指導レベル	理由	支援方法	対象者見込み 受診者に占める割合	目標実施率
1	O P	O動機づけ P積極的支援 レベル2	特定健診・保健指導の評価指標、医療費適正化計画の目標達成に寄与するグループである	◆代謝のメカニズムと健診データが結びつくよう支援を行う ◆生活改善への動機付けを効果的に行うため、2次検査を実施する ◆健診結果により必要に応じて受診勧奨	O:65人 (8.0%) P:31人 (3.8%)	利用率 70.0% 終了率 60.0%
2	M	受診勧奨判定 値の者 レベル3	病気の発症予防・重症化予防の視点で医療費適正化に寄与できると考えられる	◆医療機関受診の必要性と必要な再検査、精密検査について説明 ◆自分の検査結果と体のメカニズムを理解し、適切な生活改善や受診行動が選択できる支援	M:167人 (20.6%)	90.0%
3	D	健診未受診者 レベルX	特定健診受診率向上、重症化予防対象者の把握、早期介入で医療費適正化に寄与できる	◆特定健診の受診勧奨 ◆未受診者対策(40・50代を中心とした未受診者対策、治療中断者の受診勧奨) ◆ホビュレーションアプローチ用学習教材の開発	D:1894人	100.0%
4	N	受診不要の者 レベル1	特定健診受診率向上を図り自己管理に向けた継続的な支援が必要	◆健診の意義や各健診項目の見方について説明	N:193人 (23.8%)	90.0%
5	I	治療中の者 レベル4	すでに病気を発症していても、重症化予防の視点で、医療費適正化に寄与できると考えられる	◆かかりつけ医と保健指導実施者の連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	I:356人 (43.8%)	80.0%

※要保健指導対象者の見込み 受診率27.9%(H28年度実績)で試算

さらに、各グループ別の健診結果一覧表から個々のリスク(特にHbA1c・血糖、LDL、血圧等のレベル、eGFRと尿蛋白の有無)を評価し、必要な保健指導を実施する。

3) 保健指導の評価

標準的な健診・保健指導プログラムによると、「保健指導の評価は、医療保険者が行った「健診・保健指導」事業の成果について評価を行うことであり、本事業の最終目的である糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少状況、また、医療費適正化の観点から評価を行っていくことになる」とされている。しかし、成果が数値データとして現れるのは数年後になるため、短期間で評価ができる事項についても、評価を行っていくことが必要であるため、評価は①ストラクチャー(構造)、②プロセス(過程)、③アウトプット(事業実施量)、④アウトカム(結果)の4つの観点から行うこととする。

① 様式 5-5に基づいた評価

アウトプット(事業実施量)評価を行い、保健指導レベル別にプロセス(過程)評価を行う。また次年度の健診結果においてアウトカム(結果)評価を行う。アウトカム評価については、次年度の健診結果から保健指導レベルの変化を評価する。

保健指導レベル毎の評価指標

優先順位	保健指導レベル	改善	悪化
1	レベル2	リスク個数の減少	リスク個数の増加
2	レベル3	必要な治療の開始、リスク個数の減少	リスク個数の増加
3	レベルX	特定健診の受診	特定健診未受診、又は結果未把握
4	レベル1	特定健診の受診、リスク個数の減少	リスクの発生
5	レベル4	治療継続、治療管理目標内のデータの個数 が増える	治療中断

② 疾患別フローチャートに基づいた評価

厚労省様式 5-5 では疾患別の状況がわからないため、3 疾患別(高血圧・糖尿病・LDL)のフローチャートを活用し、保健指導対象者を明確化させ、保健指導レベル別にプロセス評価を行い、次年度の健診結果においてアウトカム評価を行う。

第3章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

1. 特定健診・保健指導のデータの形式

国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて(平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号)」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付される。

受領したデータファイルは、特定健康診査等データ管理システムに保管され、特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへのデータ登録を行う。

2. 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日に属する年度の翌年度の末日までとなるが、保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて、当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健康情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うように努める。

3. 特定健診等データの情報提供及び照会

特定健康診査及び特定保健指導は、保険者が共通に取り組む 法定義務の保健事業である。このため、加入者が加入する保険者が変わっても、保険者において過去の健診結果等を活用して継続して適切に特定健康診査及び特定保健指導を実施できるよう、高確法第27条第1項及び実施基準第13条の規定により、保険者(以下「現保険者」という。)は、加入者が加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対し、当該加入者の特定健診等データの提供を求めることができること、当該記録の写しの提供を求められた旧保険者は、当該加入者の同意を得て、現保険者に記録の写しを提供しなければならないこととされている。

生涯にわたる健康情報を活用した効果的な保健指導を実施するため、「福岡県保険者協議会における医療保険者間異動者の健診結果受け渡しに係るルール」に基づき、積極的に過去の健診結果の情報提供を求めるものとすることについて、現在協議中である。

4. 個人情報保護対策

第1編 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い 2. 個人情報の取り扱いに準ずるものとする。

5. 被保険者への結果通知の様式

厚生労働省から示された内容を網羅した様式とする。

第4章 結果の報告

支払基金(国)への実績報告を行う際には、国の指定する標準的な様式に基づいて報告するよう、大臣告示(平成20年厚生労働省告示第380号)及び通知で定められている。

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告する。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第1編 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い 1. 計画の公表・周知に準ずるものとする。